

奈良市公報

第 3 7 2 号

(平成 31 年 1 月後半分)

平成 31 年 2 月 18 日 発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
制作 株式会社 春日

目 次

規 則

- 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市延長保育の実施に関する規則及び奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則 …… 4

告 示

- 開発行為に関する工事の完了…………… 4
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 4
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 4
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（7件）…………… 5
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 6
- 月ヶ瀬梅の資料館の臨時閉館…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 旧柳生藩家老屋敷の臨時休場…………… 7
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定（2件）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 督促状の公示送達…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）…………… 8
- 放置自転車等の処分…………… 9
- 奈良市森林整備計画の案の公衆縦覧…………… 9
- 近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表の全部改正…………… 9
- 奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 13
- 奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示…………… 15
- 奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示…………… 19

訓 令 甲

- 奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令…………… 23

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知（2件）…………… 23

公 営 企 業

- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出…………… 24

教 育 委 員 会

- 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 24

選 挙 管 理 委 員 会

- 奈良市の投票区についての一部改正…………… 25

規 則

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 1月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第1号

奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則及び奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

（奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第1条 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式の3を次のように改める。

第13号様式の3 (第16条の4関係)

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設 変更届出書
指定一般相談支援事業者

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地
届出者 名称
(設置者) 代表者 ㊟

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所		事業所番号	名称	所在地	サービスの種類
変更した事項			変更の内容		
1	事業所又は施設の名称	(変更前)			
2	事業所の所在地又は施設の設置の場所				
3	事業者(設置者)の名称				
4	主たる事務所の所在地				
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名				
6	定款・寄附行為等若しくはその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ※定款・寄附行為等は就労継続支援A型事業所のみ				
7	提供する障害福祉サービスの書類				
8	第三者に委託することにより提供する障害福祉サービスの種類又は第三者の事業所の名称若しくは所在地				
9	事業所又は施設の平面図又は設備の概要				
10	事業所又は施設の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴	(変更後)			
11	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴				
12	事業所又は施設のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所又は経歴				
13	主たる対象者				
14	運営規程				
15	事業所の種別(併設型・空床型の別)				
16	併設型における利用者の推定数又は空床型における当該施設の入所定員				
17	協力医療機関の名称若しくは診療科名又は当該協力医療機関との契約内容				
18	他の障害福祉サービス事業者等との連携体制又は支援体制の概要				
19	連携する公共職業安定所等の名称				
20	その他()				
変更年月日			年 月 日		

備考1 「変更した事項」欄については、該当する項目番号に○を付してください。

- 2 「受付」欄には、何も記載しないでください。
- 3 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 4 変更の日から10日以内に届け出てください。

受 付

(奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年奈良市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

別記第2号様式中

5	代表者の氏名及び住所
6	定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)
7	事業所の平面図及び設備の概要
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
9	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所及び経歴
10	運営規程
11	請求に関する事項
12	役員の氏名、生年月日及び住所

を

5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名
6	事業所の平面図又は設備の概要
7	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴
8	相談支援専門員の氏名、生年月日、住所又は経歴
9	主たる対象者
10	運営規程
11	その他(

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(以下「改正後の障害者総合支援法施行細則」という。)及び第2条の規定による改正後の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(以下「改正後の指定特定相談支援事業者等指定等規則」という。)の規定は、

平成30年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則別記第13号様式の3の規定による届出書は、改正後の障害者総合支援法施行細則別記第13号様式の3の規定による届出書とみなす。
3 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談

支援事業者の指定等に関する規則別記第2号様式の規定による届出書は、改正後の指定特定相談支援事業者等指定等規則別記第2号様式の規定による届出書とみなす。

4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成31年1月17日揭示済)

奈良市延長保育の実施に関する規則及び奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年1月17日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市延長保育の実施に関する規則及び奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部を改正する規則
(奈良市延長保育の実施に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市延長保育の実施に関する規則(平成27年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書を削る。
(奈良市一時預かりの実施に関する規則の一部改正)

第2条 奈良市一時預かりの実施に関する規則(平成27年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別記第1号様式」を「別記様式」に改める。

第8条第2項を次のように改める。
2 利用料は、月を単位として徴収するものとし、前項に規定する額にそれぞれ当該月の一時預かりの利用回数に乗じて得た額を翌月末までに納入しなければならない。
第8条に次の1項を加える。

3 前項の納入期日までに利用料が納入されない場合は、以後の一時預かりは利用できないものとする。

第9条を削る。
第10条中「及び別記第2号様式」及び「、同様式中「奈良市立幼稚園」とあるのは「奈良市立こども園」とを削り、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。
別記第2号様式から第5号様式までを削り、別記第1号様式を別記様式とする。

附則
(施行期日)

- この規則は、平成31年9月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際、現に交付されている第2条の規定による改正前の奈良市一時預かりの実施に関する規則別記第2号様式及び第3号様式に規定する一時預かり利用券は、この規則の施行の日から平成32年3月31日までの間、使用することができる。この場合において、利用料の徴収及び還付については、なお従前の例による。
(平成31年1月17日揭示済)

告 示

奈良市告示第22号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年1月17日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年11月21日 奈良市指令整開 第17A-37号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成31年1月17日 第1667号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市中町2585番・2593番合併1、2588番1、2589番1、2589番4及び2592番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信
(平成31年1月17日揭示済)

奈良市告示第23号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第48条第1項第1号及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第93条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成31年1月17日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970108086	奈良市秋篠町1567番地	ユニット型特別養護老人ホーム 平城園	奈良市山陵町1085番地	社会福祉法人 福寿会	平成31年1月16日

(平成31年1月17日揭示済)

奈良市告示第24号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定によ

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成31年1月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
スギ薬局 南京終町店	奈良県奈良市南京終町一丁目174番地の2	平成31年 1月 1日

(平成31年 1月18日 揭示済)

奈良市告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により横井東町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年 1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	山田 診才 大和郡山市九条町 960番地の36	荻田 喜己 奈良市横井三丁目 213番地

2 変更の年月日

平成31年 1月 1日

(平成31年 1月18日 揭示済)

奈良市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年 1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	松本 靖雄 奈良市月ヶ瀬尾山 2528番地の1	石中 紀太郎 奈良市月ヶ瀬尾山 1953番地の1

2 変更の年月日

平成31年 1月 1日

(平成31年 1月18日 揭示済)

奈良市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年 1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	辻井 勉 奈良市月ヶ瀬石打 2796番地	奥西 正彦 奈良市月ヶ瀬石打 2889番地

2 変更の年月日

平成31年 1月 1日

(平成31年 1月18日 揭示済)

奈良市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年 1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	住岡 陸万 奈良市月ヶ瀬長引 448番地	西田 靖彦 奈良市月ヶ瀬長引 265番地

2 変更の年月日

平成31年 1月 1日

(平成31年 1月18日 揭示済)

奈良市告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年 1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	今中 武臣 奈良市月ヶ瀬嵩 287番地	上岡 要一 奈良市月ヶ瀬嵩 228番地

2 変更の年月日

平成31年 1月 1日

(平成31年 1月18日 揭示済)

奈良市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年 1月18日

奈良市長 仲川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	今井 吉則 奈良市月ヶ瀬月瀬 324番地	中西 武洋 奈良市月ヶ瀬月瀬 330番地

2 変更の年月日
平成31年1月1日
(平成31年1月18日揭示済)

奈良市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月18日
奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	北本 正一 奈良市月ヶ瀬桃香 野4627番地	矢ノ本 一徳 奈良市月ヶ瀬桃香 野5062番地

2 変更の年月日
平成31年1月1日
(平成31年1月18日揭示済)

奈良市告示第32号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年1月18日
奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成31年1月18日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく

ださい。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成31年1月18日揭示済)

奈良市告示第33号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年1月21日
奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成31年1月20日
- 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成31年1月21日揭示済)

奈良市告示第34号

奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例（平成17年奈良市条例第43号）第4条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開館します。

平成31年1月21日
奈良市長 仲川 元庸

施設名	臨時に開館する日
奈良市月ヶ瀬梅の資料館	平成31年2月21日（木）及び同月28日（木）並びに同年3月7日（木）、同月14日（木）、同月21日（木）及び同月28日（木）

(平成31年1月21日揭示済)

奈良市告示第35号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年1月21日
奈良市長 仲川 元庸

- 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年 1月21日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成31年 1月21日揭示済)

奈良市告示第36号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年 1月24日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年12月17日 奈良市指令整開 第18A-41号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年 1月24日 第1668号

公共施設 平成31年 1月24日 第813号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市鍋屋町34番2、35番、36番及び37番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市花芝町12番地

稲村 佳壽子

奈良市二条大路南五丁目2番7号

株式会社シュガーアソシエイツ

代表取締役 佐藤 貴弘

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市鍋屋町34番2、35番、36番、37番1の各一部

(平成31年 1月24日揭示済)

奈良市告示第37号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年 1月25日

奈良市長 仲川 元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年 1月25日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成31年 1月25日揭示済)

奈良市告示第38号

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第8号）第2条の3第2項の規定により、次のとおり臨時に休場します。

平成31年 1月28日

奈良市長 仲川 元庸

施設名	臨時に休場する日
旧柳生藩家老屋敷	平成31年 2月5日

(平成31年 1月28日揭示済)

奈良市告示第39号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成31年 1月28日

奈良市長 仲川 元庸

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成31年 1月23日	松山 武	奈良県総合医療 センター	奈良市七条西町二丁目897番5	救急科（肢体不自由）
平成31年 1月23日	橋本 宏之	奈良県総合医療 センター	奈良市七条西町二丁目897番5	脳神経外科（肢体不自由）

(平成31年 1月28日揭示済)

平成31年 1月28日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第40号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

指定日	医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目 (障害名)
平成31年 1月23日	尾崎 律郎	三条通り整形外科	奈良市下三条町25-1 寅松ビル2階	整形外科 (肢体不自由)

(平成31年1月28日揭示済)

奈良市告示第41号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年1月28日

奈良市長 仲川 元 庸

- 許可の年月日及び番号
平成30年9月5日 奈良市指令整開 第18A-26号
平成31年1月18日 奈良市指令整開 第18A-26-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成31年1月28日 第1669号
公共施設 平成31年1月28日 第814号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市疋田町三丁目460番、461番1、461番2の一部及び467番1の一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市平松五丁目30番3-1号
リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市疋田町三丁目460番、461番1、461番2の一部及び467番1の各一部
 - 下水道
奈良市疋田町三丁目460番、461番1、461番2の一部及び467番1の各一部
 - 公園
奈良市疋田町三丁目460番、461番1及び461番2の各一部

- この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
平成30年度市県民税(普徴)	3期	平成30年11月20日	平成30年10月31日
平成30年度市県民税(普徴)	3期	平成30年12月20日	平成30年10月31日
- この公示送達により変更した後の差押可能日
平成31年2月10日
- 送達を受けるべき者
省略

(平成31年1月30日揭示済)

奈良市告示第44号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規

(4) 調整池

奈良市疋田町三丁目460番、461番1及び461番2の各一部

(平成31年1月28日揭示済)

奈良市告示第42号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年1月28日

奈良市長 仲川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成31年1月28日
- 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成31年1月28日揭示済)

奈良市告示第43号

平成30年度市県民税(普通徴収)3期の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び奈良市税条例(昭和46年奈良市条例第12号)第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成31年1月30日

奈良市長 仲川 元 庸

定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年1月30日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
野村 亮介		はり・きゅう	平成31年 1月11日
からだ元気治療院 奈良店	奈良県奈良市法華寺町126番地 の1 岩本西ビル101号		

(平成31年 1月30日揭示済)

奈良市告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成31年 1月30日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
港 雅之		柔道整備	平成31年 1月18日
Rela Hati 整骨院	奈良県奈良市大宮町三丁目2 番46号		

(平成31年 1月30日揭示済)

奈良市告示第46号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成31年 1月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 処分の根拠

告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成31年 1月31日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年 7月 3日、同月 6日、同月 8日、同月10日、
同月12日、同月19日、同月24日及び同月26日

(平成31年 1月31日揭示済)

奈良市告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により奈良市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、奈良市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、奈良市長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができます。

平成31年 1月31日

奈良市長 仲川 元庸

1 縦覧場所

奈良市役所 観光経済部農政課

2 縦覧期間

自 平成31年 1月31日

至 平成31年 3月 1日

(平成31年 1月31日揭示済)

奈良市告示第48号

平成30年奈良市告示第604号（近傍同種の住宅の家賃及び事業主体が定める数値の公表）の全部を次のように改正し、平成31年 1月31日から施行します。

平成31年 1月31日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成31年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

第11号市営住宅	奈良市杏町及び西九条町三丁目	58.8 58.8 74.8 74.9 74.9 74.9 75.0 75.0 74.9 74.8 74.9 74.9 74.9 75.0 55.4 75.0 74.9 74.8 74.9 74.9 74.9 75.0 75.0 74.9 74.8 74.9 74.9 74.9 58.8 58.8 74.9 75.0 74.7 58.8 74.9 75.0 74.7 39.9 42.1 38.7 42.3 58.8 74.8 60.0 65.0 55.0 45.0 55.4 31.5 31.5 31.5	79-91 92-101 1-10 25-28 11-24 29-32 33-38 39-43 44-47 48-53 54-55 56-57 58-63 64-65 66-73 74-79 76-105 1-28 39-43 29-38 44-49 50-53 54-55 56-59 60-67 68-71 72-75 76-77 78-79 15-20 21-30 1-8 9-14 101-312 1号棟 2号棟 3号棟 4号棟 5-6号棟 52-61 101-404 1-4号棟 5-9号棟 5-9号棟 5-9号棟 201-612 1~20 21~36 1~20 21~40	26,700 31,500 86,000 87,400 86,500 87,300 90,000 90,000 90,600 90,400 84,000 96,000 89,800 83,800 96,400 98,400 26,700 90,800 88,700 89,400 87,700 87,800 88,500 91,300 88,900 89,000 86,500 98,100 101,300 27,600 31,300 89,600 90,300 80,800 26,100 23,700 21,800 24,600 29,800 75,800 44,200 53,900 45,600 37,200 48,100 8,400 8,200 7,900 8,500	0.7000 0.7000 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7100 0.7014 0.7119 0.7119 0.7119 0.7119 0.7119 0.7119 0.7119 0.7119 0.7119 0.7119 0.7119 0.7000 0.7000 0.7100 0.7456 0.7456 0.7456 0.7456 0.7145 0.7174 0.7932 0.7932 0.7932 0.7932 0.8050 0.6722 0.6722 0.6752 0.6752
第12号市営住宅	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目				
第13号市営住宅	奈良市八条一丁目				
第14号市営住宅	奈良市南紀寺町三丁目				
第18号市営住宅	奈良市六条西一丁目				
第19号市営住宅	奈良市紀寺町				
第20号市営住宅	奈良市松陽台一丁目				
第21号市営住宅	奈良市油阪町				
第22号市営住宅	奈良市蘭生町				
第23号市営住宅	奈良市針町				

名称	位置	床面積 (㎡)	住宅番号等	近傍同種の 住宅の家賃(円)	利便性係数
第2号市営住宅	奈良市川上町	74.8	1-2号館	70,700	0.7174
		74.8	3-4号館	70,600	0.7174
		74.8	5-6号館	74,500	0.7174
		39.3	6号館	39,100	0.7174
第3号市営住宅	奈良市法蓮町	23.1	1-20	16,000	0.7422
		74.9	1-2号棟	87,900	0.7728
		74.6	1-2号棟	71,700	0.7168
第4号市営住宅	奈良市般若寺町	64.2	1-2号棟	61,700	0.7168
		64.5	1-2号棟	62,000	0.7168
		71.9	1-2号棟	69,100	0.7168
		74.6	3号棟	71,600	0.7168
		64.2	3号棟	61,600	0.7168
		64.5	3号棟	61,900	0.7168
		71.9	3号棟	69,000	0.7168
第5号市営住宅	奈良市大安寺一丁目	74.7	1-2号棟	67,100	0.7497
第6号市営住宅	奈良市法華寺町	64.5	1-2号棟	58,000	0.7497
		71.2	1-2号棟	64,000	0.7497
第7号市営住宅	奈良市富雄元町四丁目	34.7	101-120	16,200	0.7189
		28.0	131-140	18,000	0.7480
		28.0	141-150	18,600	0.7480
		33.8	151-160	20,300	0.7480
第9号市営住宅	奈良市東紀寺町三丁目	70.1	1-2号棟	112,200	0.7823
		60.7	1-2号棟	97,000	0.7823
		55.3	1-2号棟	95,300	0.7875
		70.1	3号棟	108,200	0.7823
		60.7	3号棟	93,600	0.7823
		55.3	3号棟	92,800	0.7875
		60.1	3号棟	92,800	0.7823
		41.6	3号棟	63,800	0.7823
		42.7	127-141	17,600	0.7130
		55.4	143-157	26,500	0.7130
		58.8	158-164	27,800	0.7130
		58.8	165-188	28,100	0.7130
		74.6	1-23	91,200	0.7269
		74.6	24-35	89,200	0.7269
		74.9	36-62	88,600	0.7269
		74.9	63-66	89,400	0.7269
		74.9	67-102	92,200	0.7269
第10号市営住宅	奈良市古市町	75.0	103-112	89,800	0.7269
		74.9	113-118	86,300	0.7269
		74.9	119-124	98,500	0.7269
		74.8	125-128	99,000	0.7269
		74.8	129-134	101,000	0.7269
		74.9	137-138	100,700	0.7269
		74.9	135-136	97,500	0.7269
		75.0	139-140	89,600	0.7269
		74.8	141-154	104,000	0.7269
		31.4	1-12	12,800	0.7043

横井地区 小集落改良住宅	奈良市横井一丁目、 横井二丁目及び 横井五丁目	80.0	132,133	47,900	0.7110
		80.0	116- 127,129- 131, 134,135	50,300	0.7110
		80.0	128	50,300	0.7098
		80.0	136- 139,141	49,600	0.7110
		80.0	140	49,600	0.7098
		80.0	143-153	50,600	0.7110
		80.0	154	50,600	0.7098
		80.0	158,159	50,400	0.7110
		80.0	155- 157,161,16 2	50,900	0.7110
		80.0	160	50,900	0.7098
		80.0	163,167- 172, 176-178	50,200	0.7110
		80.0	166	49,600	0.7098
		80.0	164,165,17 3-175	50,200	0.7098
		80.0	181-186	50,900	0.7110
		80.0	179	50,400	0.7098
80.0	180	50,900	0.7098		
80.0	187-190	57,800	0.7110		
80.0	191,193,19 5,196	56,400	0.7110		
80.0	192	55,800	0.7098		
80.0	194	56,400	0.7098		
120.0	3	67,800	0.7110		
120.0	1,4	68,400	0.7098		
120.0	2	68,400	0.7098		
120.0	5,6	69,200	0.7110		
120.0	7-9	70,600	0.7098		
124.6	10	84,800	0.7110		
横井地区店舗付 改良住宅	奈良市横井二丁目				

西之阪地区 改良住宅	奈良市油阪町及び 西之阪町	47.3	1期	31,500	0.8050
		47.3	2期	31,500	0.8050
		51.1	3期A	44,100	0.8050
		51.1	3期B	44,100	0.8050
		80.0	1	38,000	0.7110
		80.0	4,5,10,11	40,900	0.7110
		80.0	6-8,13-22	41,500	0.7110
		80.0	2	39,100	0.7098
		80.0	3	40,900	0.7098
		80.0	9,12	41,500	0.7098
		80.0	23,26-32	39,900	0.7110
		80.0	24,25	39,900	0.7098
		80.0	34,36,41,4 5,48-51	40,800	0.7110
		80.0	35,37- 39,43,46, 52-57,59- 65	41,400	0.7110
		80.0	44,47	40,800	0.7098
		80.0	33,40,58	41,400	0.7098
		80.0	88	39,600	0.7110
		80.0	83	40,200	0.7110
		80.0	89,91	40,800	0.7110
		80.0	66,70,78,8 7,99	41,400	0.7110
		80.0	67,69,71,7 2,74, 76,77,79,8 4-86, 90,92,94- 98	42,000	0.7110
		80.0	73,82,93	41,400	0.7098
		80.0	68,75,80,8 1	42,000	0.7098
		80.0	105,106,10 8,111	49,700	0.7110
		80.0	100- 103,109- 115	50,300	0.7110
		80.0	104	49,700	0.7098
		80.0	107	50,300	0.7098
80.0	207,212,21 3,215	53,900	0.7110		
80.0	201,203,20 4,206, 209- 211,214,21 6, 217	54,400	0.7110		
80.0	208	52,700	0.7098		
80.0	202	53,900	0.7098		
80.0	205	54,400	0.7098		
80.0	224	56,000	0.7110		
80.0	221	57,200	0.7110		
80.0	218- 220,222,22 3	57,800	0.7110		
80.0	225	57,800	0.7098		
80.0	226,227	60,200	0.7110		
横井地区 改良住宅	奈良市横井一丁目及び 横井二丁目				

西之阪地区 改良住宅 店舗作業場	奈良市西之阪町	23.6	1-3, 5- 8, 10-14	17,500	0.8034
		22.0	15-	11,700	0.8034
		22.0	25	14,400	0.8034
		22.0	26-27	20,200	0.8034
		28.0	24	19,700	0.8034
		28.0	25	20,300	0.8034
横井地区改良店舗	奈良市横井二丁目	55.0	1	28,000	0.7098

古市地区 小集落改良住宅	奈良市古市町	81.0	4	52,800	0.7435
		81.0	1-3, 5, 6	53,500	0.7435
		81.0	20	54,700	0.7435
		81.0	7- 14, 19, 25, 26, 39, 40	55,300	0.7435
		81.0	27-36	56,000	0.7435
		81.0	41, 43-45	58,000	0.7435
		81.0	46, 47	61,900	0.7435
		83.7	102-109	65,800	0.7435
		82.1	48-71	61,900	0.7435
		82.1	110-113	64,300	0.7435
		82.1	72-79, 82- 101	62,100	0.7435
		82.1	15-17	59,800	0.7435
		82.1	18	60,500	0.7435
		82.1	21, 22	62,400	0.7435
		82.1	114-119	62,400	0.7435
		82.1	128, 129	63,100	0.7435
		82.1	124-127	63,100	0.7435
		82.1	132, 133	63,700	0.7435
		82.1	140, 141	63,700	0.7435
		82.1	80, 81	63,700	0.7435
82.1	136, 137	64,300	0.7435		
82.1	122, 123	63,700	0.7435		
82.1	138, 139	65,700	0.7435		
82.1	143, 144	62,900	0.7435		
82.1	134, 135	62,900	0.7435		
82.1	130, 131	64,200	0.7435		
82.1	145-148	64,200	0.7435		
82.1	120, 121	63,000	0.7435		
82.1	149, 150	63,500	0.7435		
82.1	151, 152	63,500	0.7435		
畑中地区 小規模改良住宅	奈良市船橋町	77.8	101-404	85,600	0.7852
第1号 コミュニティ住宅	奈良市三条本町	53.9	109-116~ 609-616	58,200	0.8402
		65.4	上記以外6F まで	70,600	0.8402
第2号 コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	74.7	701-1319	80,800	0.8402
		74.6	1期301-403	71,700	0.7174
		66.1	1期 101, 104, 20 1, 204	63,500	0.7174
		46.3	1期上記以 外	44,500	0.7174
		74.6	2期301-403	74,000	0.7174
		66.1	2期 101, 104, 20 1, 204	65,500	0.7174
		46.3	2期上記以 外	45,900	0.7174
		74.6	3期上記以 外	72,400	0.7174
		66.1	3期 102, 202, 30 2, 402	64,100	0.7174

(平成31年1月31日揭示済)

奈良市告示第49号

奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年1月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成18年奈良市告示第195号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項に規定する子育て援助活動支援事業における援助を行う会員のうち、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（平成26年5月29日雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において参考として示されている講習カリキュラムの項目を全て受講した者若しくは当該通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者」を加える。

別表備考第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

別記第1号様式の2中「いたします。」の次に「また、奈良市が個人番号を利用して、地方税関係情報について取得することに同意します。」を加え、「 住民票」を「 住民票の写し」に、「備考」を「(備考)」に、

「・全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。」

「・個人番号の確認のため、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。」

・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名してください。

・代理人が提供書に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。」

フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
確認者：		確認年月日：		年 月 日

に

(備考)

- ・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名してください。
- ・代理人が提供書に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。

改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年 1月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の規定に

基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年 1月31日掲示済)

奈良市告示第50号

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年1月31日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱
の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱（平成16年奈良市告示第335号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「教育訓練給付」を「一般教育訓練給付」に改める。

第6条第2項第2号中「当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類」を「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（別記第1号様式の2）」に改め、同項第4号中「第1号様式の2」を「第1号様式の3」に改める。

別記第1号様式の2中「いたします。」の次に「また、奈良市が個人番号を利用して、地方税関係情報について取得することに同意します。」を加え、「 住民票」を「 住民票の写し」に、「備考」を「(備考)」に、

「・個人番号には、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。」

「・個人番号の確認のため、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。」

・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自らに改め、署名してください。

・代理人が提供書に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。」

同様式を別記第1号様式の3とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第6条関係)

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所

氏名 ㊟

母子家庭等自立支援教育訓練給付金の交付申請を行うに当たり、私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族								
1	フリガナ					続柄	生年月日	年 月 日
	氏名							
	個人番号						住所 (別居の場合)	
2	フリガナ					続柄	生年月日	年 月 日
	氏名							
	個人番号						住所 (別居の場合)	
3	フリガナ					続柄	生年月日	年 月 日
	氏名							
	個人番号						住所 (別居の場合)	
4	フリガナ					続柄	生年月日	年 月 日
	氏名							
	個人番号						住所 (別居の場合)	

(備考)

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書を添付してください。
- ・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である方
 - ② あなたと生計を一にしている方
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下である方
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない方

- ・ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- ・個人番号の確認のため、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。
- ・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名してください。
- ・代理人が提供書に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年 1月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子家庭等自立支援教育訓練給付金交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
(平成31年 1月31日揭示済)

奈良市告示第51号

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年 1月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の一部を改正する告示

奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱(平成16年奈良市告示第336号)の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 歯科衛生士
- (9) 美容師
- (10) 社会福祉士

第4条中「(限る。)」の次に「(訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関で養成課程を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するために、看護師の養成機関で養成課程を修業する場合にあっては、それぞれの修業期間を合計した期間)」を加える。

第7条第1項第2号中「当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類」を「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書(別記第1号様式の2)」に改め、同項第5号中「第1号様式の2」を「第1号様式の3」に改め、同条第2項第2号中「当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類」を「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」に改め、同条第4項中「は、修了日」の次に「(訓練促進給付金の支給を受け、准看護師の養成機関で養成課程を修了した者が、引き続き看護師の資格を取得するために、看護師の養成機関で養成課程を修業する場合にあっては、原則として看護師の養成機関の修了日)」を加える。

別記第1号様式の2中「いたします」の次に「。また、奈良市が個人番号を利用して、地方税関係情報について取得することに同意します」を加え、「 住民票」を「 住民票の写し」に、

「・全ての個人番号につき、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを提示してください。」

「・個人番号の確認のため、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを

添付してください。

- ・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自らに、署名してください。
- ・代理人が提供書に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。」

フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	奈良市が個人番号を利用して地方税関係情報について取得することに同意します <input type="checkbox"/>
氏名			年 月 日	
個人番号				
確認者：		確認年月日：		年 月 日

に

改め、同様式を別記第1号様式の3とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2 (第7条関係)

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者

住所

氏名

Ⓔ

母子家庭等高等職業訓練促進給付金の交付申請を行うに当たり、私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、次のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族								
1	フリガナ					続柄	生年月日	年 月 日
	氏名							
	個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	住所（別居の場合）					
2	フリガナ					続柄	生年月日	年 月 日
	氏名							
	個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	住所（別居の場合）					
3	フリガナ					続柄	生年月日	年 月 日
	氏名							
	個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	住所（別居の場合）					
4	フリガナ					続柄	生年月日	年 月 日
	氏名							
	個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□	住所（別居の場合）					

(備考)

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書を添付してください。
- ・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である方
 - ② あなたと生計を一にしている方
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下である方
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない方
- ・ご提供いただいた個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条に基づき、本申請に係る事務の処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- ・本様式は、番号法第14条に基づき提出していただくものです。
- ・ご提供いただいた特定個人情報、番号法第19条に定められた場合を除き、他機関等に提供することはありません。
- ・個人番号の確認のため、個人番号カード、通知カード又は個人番号入りの住民票の写しを添付してください。
- ・奈良市が個人番号を利用して、本人の地方税関係情報を取得することに同意する者が自ら署名してください。
- ・代理人が提供書に署名する場合は、申請者からの委任状が必要です。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成31年 1月31日から施行する。
(経過措置)

2 平成30年 3月31日までに修業を開始した者については、この告示による改正後の奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等交付要綱の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成31年 1月31日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 1月28日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市職員提案規程の一部を改正する訓令

奈良市職員提案規程（平成18年奈良市訓令甲第 2号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第 5 号中「掲げること」を「掲げるもの」に改める。

第 6 条第 1 項中「総合政策部長」を「行政経営課長」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「総合政策部長」を「行政経営課長」に改め、「次の」の次に「各号の」を加え、同項第 3 号中「既に」を「1 年以内に」に改める。

第 7 条第 3 項中「総合政策部担当副市長」を「総合政策部長」に改め、同条第 4 項中「前項の副市長以外の副市長」を「総務部長及び財務部長」に改め、同条第 5 項中「次に掲げる者」を「提案の内容に関係ある部の部長」に改め、同項各号を削る。

第 8 条第 1 項中「総合政策部長」を「行政経営課長」に改め、「ときは」の次に「、提案を行った者の所属名、職名及び氏名を秘し、提案の内容に関係ある課等の意見を添えて」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 委員会は、提案を審査し、次の各号のいずれかの区分に決定するものとする。

(1) 採用 提案の内容の全て又は一部の実施が適当と認められるもの

(2) 検討 提案の内容の実施の可否について検討を要するもの

(3) 不採用 提案の内容の実施が不要、不適当又は不可能なもの

第 8 条第 3 項中「その結果」を「前項の決定」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該決定に異議があるときは、委員会に再審査を命じることができる。

第 8 条に次の 1 項を加える。

4 前 2 項の規定にかかわらず、委員長は、提案の内容を審査し、第 2 項の区分の決定をすることが困難であると認めるときは、市長が提案の内容を審査し、同項の区分の決定をするものとする。

第 9 条を次のように改める。

(決定の通知)

第 9 条 委員長は、提案を行った者に当該提案に対する委員会の決定を通知するものとする。

第10条中「市長」を「委員長」に、「採用すること」と「第 8 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の区分に決定」に改め、「実施」の次に「又は検討」を、「講じる」の次に「よう提案の内容に関係ある部の部長に要請する」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定により要請を受けた部長は、当該要請を受けた日から 1 年以内に措置の状況を委員長に報告しなければならない。

第11条を次のように改める。

(提案等の公表)

第11条 委員長は、審査を行った提案の要旨及び決定等を職員に公表するものとする。

2 委員長は、前条第 2 項の規定により報告を受けたときは、職員に公表するものとする。

附 則

この訓令は、平成31年 1月28日から施行する。

(平成31年 1月28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

こども園推進課

監査結果公表日 平成30年6月29日

(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成31年1月23日

[監査の結果]	[措置の内容]
道路区域明示確定業務委託契約（予定価格20万円以上）の関係書類を査閲したところ、予算額を超えて予定価格を定めていた。また、相手方が特定される契約で	草刈り作業委託契約について、適切な予算措置が行われていることを確認した上で予定価格を定め、予定価格が20万円以上であったため、奈良市契約規則第18

はないが、見積書を1人の者からしか徴取していなかった。
適切な予算措置を行った上で予定価格を定め、予定価格が20万円以上の場合、奈良市契約規則第18条の2第1項の規定に則り、2人以上の者から見積書を徴取されたい。

条の2第1項の規定に則り、2者から見積書を徴取し、業者選定を行った。

営繕課（耐震・教育施設整備グループを含む。）

監査結果公表日 平成29年4月6日

(奈良市監査委員告示第7号)

措置結果通知日 平成31年1月24日

[監査の結果]	[措置の内容]
施設修繕において、予定価格を決定せずに見積り合わせを行っていた。 奈良市契約規則第10条及び第18条の規定に則り、適正に契約事務を行われたい。	平成29年度からは、奈良市契約規則に則り、予定価格を定め適正に見積り合わせを行うよう改めました。

(平成31年1月31日揭示済)

奈良市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成31年1月31日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

奈良市市街地開発株式会社

監査結果公表日 平成29年4月6日

(奈良市監査委員告示第6号)

措置結果通知日 平成31年1月11日

[監査の結果]	[措置の内容]
(2) J R奈良駅第1駐車場、第2駐車場及びびなら100	(2) 平成29年5月からレジスターを設置し、購入者

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
有限会社谷口工業	代表取締役 谷口 忠志	京都府木津川市木津清水95番地	平成31年1月15日

(平成31年1月17日揭示済)

教育委員会

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月16日

年会館駐車場の回数券及び定期駐車券による駐車料金を徴収する際の領収書については、定期駐車券の新規購入者には発行しているが、継続購入者及び回数券の購入者には、申出があった場合以外は発行していなかった。

全ての入金に対して必ず領収書を発行し、適正に事務処理を行われたい。

(3) J R奈良駅第1駐車場、第2駐車場及びびなら100年会館駐車場の使用料については、週1回回収しているが、1か月分をまとめて市の指定金融機関に払い込んでいた。

各々の指定管理に関する基本協定書において、徴収した使用料を速やかに払い込むことと規定されている。適正に事務処理を行われたい。

全員に領収書を発行するよう改めました。

(3) 平成30年5月から、毎週1回、市の指定金融機関に納付するよう改めました。

(平成31年1月31日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第1号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成31年1月17日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第3号

奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

奈良市立学校の管理運営に関する規則（昭和32年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第28条を次のように改める。

(主幹教諭)

第28条 小学校及び中学校には、主幹教諭を置くことができる。

2 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成31年1月16日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第1号

奈良市の投票区について（平成9年奈良市選挙管理委員会告示第34号）の一部を次のように改正し、平成31年1月21日から施行します。

平成31年1月16日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

第18投票区の項中「、五条三丁目（1番街区から10番街区まで）」を削り、「六条一丁目（21番街区から32番街区までを除く。）」を「六条一丁目（17番街区から19番街区まで及び21番街区から32番街区までを除く。）」に改める。

第22投票区の項中「疋田町五丁目」の次に「、菅原東一丁目、菅原東二丁目」を加える。

第23投票区の項中「西大寺国見町二丁目」の次に「、西大寺国見町三丁目」を加える。

第32投票区の項中「中町（第73投票区に属する区域を除く。）」を「中町（第71投票区及び第73投票区に属する区域を除く。）」に改める。

第39投票区の項中「興隆寺町」を「米谷町、中畑町、興隆寺町」に改める。

第41投票区の項中「米谷町、中畑町」を「六条三丁目、七条西町一丁目、七条西町二丁目、六条西四丁目、六条西五丁目」に改める。

第64投票区の項中「五条三丁目（1番街区から10番街までを除く。）」を「五条三丁目」に、「六条一丁目（21番街区から32番街区まで）」を「六条一丁目（17番街区から19番街区まで及び21番街区から32番街区まで）」に改め、「六条三丁目、七条西町一丁目、七条西町二丁目」及び「六条西四丁目、六条西五丁目」を削る。

第71投票区の項中「大倭町」を「中町（438番地、451番地、452番地）、大倭町」に改める。

(平成31年1月16日揭示済)